

# 令和7年度第3回和光市子ども・子育て支援会議

開催日時：令和8年2月19日（木）

14：00～16：15

場 所：和光市役所 6階 603会議室

## 1. 会議次第

### 1. 開会

#### 1. 議題

- (1) こどもの権利に関するアンケート調査結果（速報値）について（報告）
- (2) こどもの権利条例の骨子案たたき台について（審議）
- (3) 令和7年度第1回和光市子ども・子育て支援会議施設認可部会に付された事項に対する審議結果について（報告）
- (4) 保育提供体制の確保のための実施計画について（審議）
- (5) 令和7年度第1回和光市子ども・子育て支援会議基準検討・児童福祉部会に報告された事項について（報告）
- (6) その他

#### 3. その他

## 2. 会議資料

### 1. 配布資料

- (1) 令和7年度第3回和光市子ども・子育て支援会議 次第
- (2) 【資料1】 こどもの権利に関するアンケート調査報告（速報値）
- (3) 【資料2】（仮称）和光市こどもの権利条例骨子案たたき台
- (4) 【資料3】 こどもの権利条例他自治体例
- (5) 【資料4】 令和7年度第1回和光市子ども・子育て支援会議施設認可部会に付された事項に対する審議結果について（報告）
- (6) 【資料4-2】 私立保育所の認定こども園化に伴う確認について
- (7) 【資料5-1】 保育提供体制の確保のための実施計画（市町村全域）
- (8) 【資料5-2】 保育提供体制の確保のための実施計画（保育提供区域）
- (9) 【資料5-3】 保育需要と提供体制における課題
- (10) 【資料6】 保育提供体制の確保のための実施計画について
- (11) 【資料7】 令和7年度第1回和光市子ども・子育て支援会議基準検討・児童福祉部会に報告された事項について（報告）
- (12) 【資料8】 保育所や幼稚園等における虐待事案の公表様式
- (13) 【資料9】 和光市子ども・子育て支援会議の体系
- (14) 【当日配付】 第2期子ども・若者部会公募チラシ

### 2. 当日お持ちいただく資料

和光市こども計画

出席委員		事務局	
会長	森田 明美	子どもあんしん部長	平川 京子
副会長	汐見 和恵	子どもあんしん部次長兼保育施設課長	上原 健二
	田中 幸乃	子ども家庭支援課長	飯田 真子
	伊東 優子	子ども家庭支援課課長補佐	富澤 崇
	中野 文人	子ども家庭支援課子ども施策担当統括主査	渡邊 美緒
	大川 朋寛	子ども家庭支援課児童相談担当統括主査	吉田 峻悟
	百武 君代	子ども家庭支援課子ども施策担当主事	奥村 北斗
	柳原 和歌子	ネウボラ課長	堀江 和美
	木村 美香	ネウボラ課課長補佐	杉浦 由美子
	野川 希代子	保育サポート課長	徳倉 義幸
	中 智美	保育サポート課課長補佐	田村 尚子
	酒井 智弘 (オンライン)	保育サポート課保育センター所長	沢田 潤子
		保育サポート課入所相談担当統括主査	渡辺 拓也
		保育サポート課施設給付担当統括主査	舘野 優子
		保育施設課課長補佐	山本 享兵
		保育施設課副主幹	吉村 知子
		保育施設課副主幹	柳田 弘喜
欠席委員			
田川 幸子、南平 愛、竹内 大、新井 友希乃、田中 光子、新井 悦子、大澤 絵里、天野 文			
傍聴者			
3名			

### 3. 会議録

記

#### 事務局（子ども家庭支援課 富澤課長補佐）

---

本日の資料の確認をさせていただきます。お手元にご準備ください。

（資料の確認）

それでは本日はご多用のところ お集まりいただきましてありがとうございます。  
ただいまより令和7年度第3回和光市子ども・子育て支援会議を開会いたします。  
会議開催前に、子ども家庭支援課飯田よりご挨拶申し上げます。

#### 事務局（子ども家庭支援課 飯田課長）

---

皆様こんにちは。子ども家庭支援課飯田です。

本日はご多忙の中、本会議にご出席いただきまして誠にありがとうございます。

子どもあんしん部長平川と次長上原は、本日から和光市議会令和8年3月定例会が開会され、現在本会議に出席しているため、終了次第こちらに参る予定です。ご了承のほどよろしく願いいたします。

さて、3月定例会では、令和8年度施政方針を柴崎市長が述べました。その中で、(仮称)和光市こどもの権利条例の令和10年度施行に向け、こども・若者の審議会への参画やワークショップなどで意見聴取し、当事者の意見を条例に反映してまいります、と発言いたしました。また、こども・若者の居場所づくりや子育てと仕事の両立支援についても触れております。

また、こども・若者の居場所づくりや子育てと仕事の両立支援についても触れております。

令和8年度から始まる指定管理期間に伴い、よりこどもの人権を保障する児童館、学童クラブ及びわこうっこクラブの運営、中高生の企画・発案を応援する新たな事業も予定しております。

過日、森田会長が顧問でいらっしゃる「地方自治と子ども政策全国自治体シンポジウム 2025 三芳町」が開催され、全体会で「こどもも地域も幸せに和光市のこどもの権利を保障するまちづくりを目指して」と題し、現在までの本会議を含めた活動報告を部長が行ってまいりました。これからも皆様の議論や様々な先進自治体も参考に、令和10年度施行を目指して、独自の和光市こどもの権利条例を制定していきたいと考えています。

本日も盛りだくさん議題がございます。

ぜひ皆様から忌憚のないご意見、ご議論をいただきながら、こどもまんなか和光へ向けて一緒に進んでまいりたく、何卒よろしく願いいたします

#### 事務局（子ども家庭支援課 富澤課長補佐）

---

ありがとうございました。

本会議は和光市子ども・子育て支援会議条例第4条の規定に基づき、委員20名以内で組織することとなっております。

令和7年11月30日付で、条例第4条第6号に掲げる「こども福祉に関する市内の公共団体等を

代表する者」でありました山西委員が、和光市民生委員・児童委員協議会の主任児童委員代表委員を辞任されたことにより退任となりまして、令和7年12月1日より田中光子委員が委嘱をされておりますので、報告させていただきます。

それでは、和光市子ども子育て支援会議条例第7条の規定に基づき、議長を森田会長にお願いしたいと思っております。

森田会長、よろしくお願いいたします。

## 森田会長

---

皆さんこんにちは。

先ほどお話がありましたように、「地方自治と子ども政策全国自治体シンポジウム」を三芳町で開催されました。三芳町は和光市よりも小さな町ですが、こども参加型の町をつくろうとされています。様々な埼玉県下の自治体も参加されましたので、こども施策をこどもの権利の視点で開いていく、そのような取り組みを皆でしようということをご共有したところです。

この会議ですが、今期最後ということになりますけれども、たくさんの議題があります。皆さんにもご協力いただきながら、皆さんの発言を十分に受け止めて、行いたいと思っていますので、どうぞよろしく今日はお願いしたいと思っております。

それでは、只今より令和7年度第3回和光市子ども子育て支援会議を開催いたします。和光市子ども子育て支援会議条例第7条第2項に規定する会議の開催要件として、委員の過半数の出席が必要となります。本日の参加状況について、事務局の方から報告をお願いいたします。

## 事務局（子ども家庭支援課 富澤課長補佐）

---

本日は委員20名のうちオンライン参加の方も含めまして、12名のご出席をいただいております。

欠席は田川委員、南平委員、新井友希乃委員、竹内委員、田中光子委員、新井悦子委員、大澤委員、天野委員となっております。

## 森田会長

---

ありがとうございました。

開催要件の過半数を超えていますので、会議は成立しています。また、今回初めてオンライン参加の方がいらっしゃいます。これにつきましては、できる限り対面で実施をしたいということは変わっておりませんが、今回少し欠席の方が多く、可能な限り皆さんのご意見が出せる会議にしたいとのことで、急遽このオンラインでのご参加となりますけれども、ご承認いただきたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。オンラインでのご参加の方も積極的なご参加をお願いいたします。

議事録署名人ですけれども、中野委員と木村委員にお願いしたいと思っております。よろしくお願いいたします。

傍聴者の方に申し上げます。本日配布している資料につきましては、会議終了後に回収させていただきますので、ご了承ください。

それでは会議を始めたいと思います。

本日の議題は

- (1) こどもの権利に関するアンケート調査結果（速報値）について（報告）
- (2) こどもの権利条例の骨子案たたき台について（審議）
- (3) 令和7年度第1回和光市子ども・子育て支援会議施設認可部会に付された事項に対する審議結果について（報告）
- (4) 保育提供体制の確保のための実施計画について（審議）
- (5) 令和7年度第1回和光市子ども・子育て支援会議基準検討・児童福祉部会に報告された事項について（報告）
- (6) その他

となっております。

まずは議題(1)こどもの権利に関するアンケート調査結果（速報値）について（報告）を事務局よりお願いいたします。

## 事務局（子ども家庭支援課 富澤課長補佐）

---

議題(1)こどもの権利に関するアンケート調査結果（速報値）についてご報告させていただきます。

【資料1】をご確認ください。

今回の実施にあたりましては、市内の小中学校、高校から多大なご協力を賜りまして、誠にありがとうございました。御礼申し上げます。

まず調査の趣旨概要等について説明をさせていただきます。この調査は、和光市こどもの権利条例の令和9年制定、令和10年施行を目指し、子どもたちのこどもの権利に関する意識の把握とその周知理解の促進を目的として調査を実施いたしました。調査対象は、市内在住・在学の小学生、中学生、高校生相当の児童・生徒となっております。調査の方法につきましては、②調査方法にありますように、ウェブアンケート方式による実施という形を取りました。市内の小中学校につきましては、各学校に協力依頼を行い、学校の時間の中でタブレットを用いて回答していただく時間を設けていただきました。調査期間は令和7年12月10日から令和8年1月13日まで、約1ヶ月間実施をしました。回収数につきましては、小学校低学年で1,782件、小学校高学年で1,763件、中学生1,423件、高校生相当879件、合わせて5,846件で、約6,000件の回答いただいています。

調査に関しては基本的には同一の主旨の設問を学年と学年の習熟度に合わせて分けて実施をしております。基本的に聞いている内容は同一になるような調査を行っています。

具体的な調査の内容について、次の4ページ目から説明をさせていただきます。

問4の設問「あなたの周りの大人はあなたの気持ちや意見を聞いてくれますか？」に対しまして、小学校1年生から3年生、小学校4年生から6年生、中学生、高校生相当まで4つの調査においてどのような回答がなされたのかをお示しさせていただいております。「聞いてくれている」「どちらかといえば聞いてくれている」と回答する児童がいずれの調査においても多い一方で、「聞いてくれない」と回答する児童が小学校の低学年においては2%、高校生調査においても1.3%と、「聞いてくれない」「どちらかといえば聞いてくれない」と感じる児童がいるという調査結果になっています。

続きまして、設問5「あなたは、あなたの周りの人の気持ちや意見を聞いていますか？」につつま

しては、調査の結果概ね 95%で、いずれの調査におきましても「聞いている」「どちらかといえば聞いている」と回答している一方で、「どちらかと聞いていない」「聞いていない」と回答する児童につきましても、2.6%から 5%で分布をしているという状況になっています。

一つの傾向としては、そこまで大きな数字の顕著な差ではございませんが、「聞いている」「どちらかといえば聞いている」という回答する児童の割合が、学年が上がるにつれて増えていくという傾向になっています。

続きまして、設問 6「あなたは自分のことが好きですか？」については、顕著な傾向がございます。まず「好き」と回答する児童については、小学校低学年が 48.7%に対しまして、高校生相当が 24.3%となっており、学年が上がるにつれて減少していくという傾向になっています。

一方で、「好き」「まあまあ好き」とポジティブな回答をする児童につきましては、小学校低学年は高い傾向にございますが、小学校高学年、中学生、高校生相当については概ね 70%から 75%で推移をしており、同等の数字になっています。

続きまして、設問 7「あなたは和光市のことが好きですか？」については、先ほどの設問 6と同様の傾向が見て取れます。

小学校低学年に関しましては 77.7%が「好き」と回答しているのに対して、高校生相当は 25.9%が「好き」と回答する一方で、「好き」「まあまあ好き」を合わせたポジティブな回答につきましては、小学校低学年に高い傾向にございますが、小学校高学年、中学生、高校生相当については大体同程度の数字となっております。

続きまして、設問 8「あなたはこどもの権利について知っていますか？」の設問につきましては、「学んだことがある」「言葉は聞いたことがある」「知らない」で回答をいただいています。「学んだことがある」につきましては、小学校低学年から高学年、中学生と学年が上がるにつれ、その回答が増えています。

高校生になると、「学んだことがある」と回答する児童の割合は下がりますが「学んだことがある」「言葉は聞いたことがある」とこどもの権利という言葉は知っているという回答する児童の割合は一番高くなっているという状況です。

次の設問は「こどもの権利について、和光市において特に大切にしてほしいと思うものを教えてください」（複数回答可）となっています。

こちらが項目として提示する「こどもの権利」について、どれが和光市において大切だと思うかを回答いただいた調査です。9 ページが小学校低学年調査になりまして、こちらは基本的に回答の率が高かったものを順番に並べています。一番回答が多かったのは「安全に安心して暮らす」で、80.1%の児童が大切であると回答しています。時間がかかるので、全て読み上げることはできませんが、順番に 5 番目まで紹介しますと、「差別をされない」「思い切り遊んだり楽しんだりできる」「自分らしく健康に暮らせる」「心や身体が疲れたときに休むことができる」、これらが大切であると回答する一方で、「安全に安心して暮らす」を除くと、「差別されない」から下位の「地域の活動やまちづくりに参加する」まで 71%から 53%までおよそ 1%刻みで数字が推移しておりますので、順位を示しておりますが、そこまで大きな差はみられない結果になっています。

10 ページ目は小学校高学年に対して同様の設問をしたものとなっております。こちら全体の傾向は小学校高学年から「いじめられない」ことに対する意識が高く出ていることです。

同様に、11 ページの中学生調査ですが、こちら「いじめられない」が大切であると回答する児

童が、小学校低学年調査と比べて順位として高くなっているという傾向があります。

高校生相当調査については、「いじめられない」は少し順位を下げ、「プライバシーが守られる」等が順位として高く出てきている傾向にあります。

13 ページは全ての調査を合わせ、パーセンテージで示している図となっています。

続きまして 15 ページが「あなたやあなたの周りで守られていないと思うこの権利」について同様の項目で調査を行った結果です。小学校低学年調査におきましては、「あらゆる暴言、暴力が守られる」が一番守られていないと感じ、次いで「差別されない」「いじめられない」「安全に安心して暮らせる」「失敗が許される」権利が強くと守られていないと感じている傾向が出ています。

小学校高学年調査におきましても、同様に「暴言、暴力から守られる」「差別されない」「いじめられない」「プライバシーが守られる」といった傾向となっています。

また、中学生調査も見ていただいた通りの数字になっています。

高校生調査において「こどもにとって最善の利益を考え決定する」「失敗が許される」権利があまり守られていないと感じるこどもの割合が高くなっています。

21 ページからは自由記述となっています。「こどもの権利についてあなたの思うことや考えを聞かしてください」という設問に対し、非常に多くの回答をいただいています。1,000 件以上の自由回答を頂いた中で一個一個読み上げると時間が足りませんので、お目通しいただければと思いますが、多くの意見として、「この調査でこどもの権利があるということを知った」「こどもの権利を大切にしなければいけないという認識を持った」という意見や、「この権利はこどもだけではなく、大人にもちゃんと理解をしてもらわなければいけない権利だと思う」とこども権利の普及促進啓発を求めもの、「いじめが身の回りで起きており、それに関してどうすればいいか」「相談できる場所が欲しい」等、こどもの普段の生活の中の困りごとに対する意見も多くいただいています。

学年が上がってきますと、自分のことや自分の身の回りのことだけではなく、社会全体に対しての意見が見受けられます。例えば 25 ページの一番上段、「LGBTQ の理解をもっと広げてほしい」「障害があるこどもについても、変わらないありのままの暮らしが送れるようにしてほしい」等の意見がありました。

本当に多くの意見をいただいていますので、お時間があるときにお目通しください。

今回、アンケートを事前に送付させていただいた中で、委員の方から事前の資料に対してのご意見をいただいていますので、ここで読み上げをさせていただきます。今回のアンケート調査の回収率が高く、実施方法に工夫が感じられる。自由記述を見ると、アンケートの実施自体がこどもの権利の啓発になっていると感じる。自由記述の中にこどもにとって最善の利益を決定するという項目が、結局大人が決めてしまうのだと理解したと思われる記述があり、こどもの権利について学習を深める必要性を感じた。自由記述に権利の侵害を体験した記述が複数あり、このことをきちんと受け止めなければならないと感じた。

問 4 で約 95%が気持ちの意見を聞いてくれていると感じる一方で、19 ページに守られていない子供の権利については 18.6%が自分の気持ちや意見を聞いてもらえると挙げている。聞いてもらえる場面は多いけれども、聞いてもらえなかった経験をしていると、0 か 100 かではない経験を重ねていると推測をされたというご意見を頂いております。

併せてご質問といたしまして、回答内容をどう受け取るかが大切になると思う。分析方法に何かアイデアがあったら教えていただきたいとの質問と、自由記述の中にアプリを開発することによっ

てと記載がありますが、アンケートに連動して何かアプリを使用したかのご質問を頂いております。

この質問についてお答えさせていただきます。まず1点目、回答内容をどう受け取るかが大切になると思う、分析方法に何かアイデアがあったら教えていただきたいとのことですが、おっしゃるとおりです。

今回、単純集計の数字を記載させていただいております、そこから何を読み取れるのか、あるいはクロス集計をかけた時にどのようなことがわかるのかに関しましては、本日はご欠席をされておりますが、国立保健医療科学院の大澤委員が「情報の分析及び統計に関し学識経験のある者」として本会議にご参加をいただいておりますので、ご意見ご助言をいただきながら、精度を上げていきたいと考えております。現在はあくまで速報値としてお示しさせていただいております。

2点目のアンケートに連動してアプリを使用したかのご質問ですが、アプリは特段使っておらず、市の電子申請を用いて、タブレット等を通して回答していただき、集計をしております。

ご質問に対する回答は以上です。併せて私からの説明は以上となります。よろしくお願いいたします。

## 森田会長

---

ありがとうございました。

アンケートについてご感想があると思いますので、少し時間を取らせていただいて、これについての意見交換をいたします。

まず木村委員、学校で丁寧に子どもたちにアンケートについてご説明いただいて、子どもたちの協力を求めてくださいました。アンケートは一つの子どもたちの意見表明のとても大事な手段です。しかしながら子どもたちはたくさんのアンケート調査をこのタブレットを通じて実施してきているとも聞いております。

その中で今回のアンケートは自分たちの権利をこの学校の中で具体化していくための大事な調査であるということ、これを先生方がおそらくいろいろな形でお伝えくださり、この調査の回答の数とを集めることができたのではないかと思います。

実施するにあたり何かエピソードや、やり方等について少しご発言いただけませんかでしょうか。

## 木村委員

---

本町小学校の木村です。

今回2学期末から3学期の初めの調査期間だったところで、期間的にはそれなりにあるように見えますが、その間に冬休みを挟んでいるので、結構タイトなスケジュールでのアンケートでした。

また、学級閉鎖のクラスがあったり、6年生が受験で長期に休んでいる子がいたりなどもあったので、小学校のクラスで実施したにしては、回収率がそこまで高くなってしまったと思います。

そこにはそのような事情もあり、クラスの約3分の1がいないクラスもあったりした中の調査でした。

併せて、この期間に他にも学校で依頼されていたアンケートがありました。本校でも三つぐらいのアンケート、具体的には自分の学校でのアンケート、いじめアンケートなど、そのようなことが重なってしまったこともありました。

こどもたちの中で、人間関係のアンケートといじめのアンケートなども取った直後だったので、そのようなことが大事なものと、もしかしたら少し印象が強くなってしまった部分もあるのではないかと少し感じています。

ですので、時期であったり、他に学んだ直後であったり、他のアンケートと被ってしまうところで、もしかしたら違う時期にやったら少し違う結果が出るのではないかと考えています。ただ、こどもたちが自由記述で、すごく考えた内容がたくさん書いてあるので、このアンケートを取ることが、こどもたちにとってこどもの権利に目を向けるという貴重な機会になったのだらうなど、実感しております。

## 森田会長

---

ありがとうございました。

大澤委員は研究者としてのいろいろな専門的知見がありますので、このアンケート調査結果を分析していただきたいと思っております。

このアンケートは職員の方たちが手作業で作っております。あとでお話しいただきますけども、こども・若者部会でも意見をもらい、実際にいくつかのところを調整していただいて、その上でアンケート調査を実施するところまで辿り着いています。

結果につきましても当事者であるこどもや若者たちの意見をもらいながら分析することをやっています。そのような意味では手作り感満載の調査ですが、だからこそこどもたちや、若者たちが感じていることをこのアンケートで集めたい、そしてそれをできるだけ、条例に反映させたいという強い願いを持っているわけですので、一緒にこの条例を作っていくスタートとして、これが学校の方でも皆さん共有していただけるといいなと思っています。

大変な時期にお願いしてしまいましたけれども、これだけの協力が得られて、そしてたくさんのこどもたちからメッセージが来ていますので、それを受け取ることができたというのは良かったなと思っております。

いかがでしょうか。何か感想とかご意見とかありませんでしょうか。

(酒井委員が挙手)

酒井委員どうぞ。

## 酒井委員

---

自由記述欄を拝見すると、温度感の高い意見、助けを求めるような声などもあるような気もします。アンケートですので個別にフィードバックはできないと思っておりますけれども、なにか対応やフィードバックなどを出したりするのでしょうか？

## 森田会長

---

ありがとうございます。

こどものアンケートですので、そのような回答があることは当然起こりうるかと当初から想定していました。調査票の中にも何かあったら対応するから電話をしてくださいと書いてはいますけれど

も、それ以外に自由記述に書かれたものに対する対策としてはどのように考えているかについてご発言いただこうと思います。

#### 事務局（子ども家庭支援課 富澤課長補佐）

---

はい、ご質問ありがとうございます。

今、森田会長がおっしゃっていただいたように、このアンケートの文末にこちらの連絡先等を記載し、本当に個別に相談が必要な場合については連絡してくださいと明記しております。

併せて、このアンケート結果を個別具体的に、個々の設問に対するフィードバックを行うことは難しいと考えておりますが、各学校を介して、あるいは学校に対してこちらから直接出向き、こどもにこのアンケート結果をフィードバックしていくという方法を考えております。

その具体的なやり方については、個別にこの後、校長先生と検討しながらやっていくことを、現在考えている状況です。

#### 酒井委員

---

承知しました。ありがとうございます。

#### 森田会長

---

ありがとうございます。

他にいかがですか。

（野川委員が挙手）

どうぞ。

#### 野川委員

---

和光市社会福祉協議会の野川です。

このアンケートはすごく生の声でとても勉強になるな、考えさせられるなと思いました。拝見している中で、例えば問4「周りの大人があなたの気持ちや意見を聞いてくれますか」の設問に対して、そこまで数値の違いで顕著な違いではないかもしれませんが、「聞いてくれる」と回答した人が61.5%で少しだけポイントが下がっています。これは本当に周りの大人が意見を聞いてくれているか、聞いてくれない、の差だけなのか、それとも、もしかしたら高校生になってくると意見を聞いてもらうことがどのようなことであるかについて理解度が深まるので、表面的には聞いてくれているようだけれども、本当は聞いてもらえている気がしないとの感触が出てくるだとか、このように成長などによってこの設問の意味するところの受け止めが変わってくることも、もしかしたらあるのかもしれないと感じました。

同じようなことが9ページからの「こどもの権利についてあなたが、和光市において、特に大切にしてほしいと思うものをすべて教えてください。」（複数回答）においても、小学校低学年はすべての項目が5割以上のポイントが入っており、小学校高学年も同様です。中学生になると割とポイントが高いけれども、12ページの高校生になると一番上の6割を超えるポイントの他は一気に半数を

割ってきます。これにはどのような理由があるのかと思いました。

もしかしたら高校生になると和光市に期待することのような書き方であることが、自分のことと切り離して考えられるだとか、そのようなことがあるのかもしれないと思いました。

これは個人の感想なので、正しい分析かどうか分かりませんが、この設問のポイント数がどうであるという以上にいろいろなことをこの中から汲み取らなければならないと思ったという感想になります。

## 森田会長

---

ありがとうございます。

その点につきましては、こども・若者部会において、単純集計の段階ですけれども、意見交換などをしております。実は当初の予定より一回追加でこども・若者部会を開催して、このことについて若者の委員の方たちからご意見をもらおうと思っています。

今、野川委員がおっしゃったように、この結果をどう読むか、この数字をどう読むかということ、当事者の方たちがどう語るかがとても大事なので、この部会がとても生きてきます。若者たちとこのようなデータをどう読み込んで、今度はどのように私たちが条例の条文にどう活かすかを考えなければなりません。また計画の中で、どのようにいろいろな現場に返していくのか、このようなことを総合的にこの審議会で考えたいと思っています。

(田中幸乃委員が挙手)

どうぞ。

## 田中委員

---

ちょうど先月になりますが、こども・若者部会でこのアンケート結果について、長い時間意見交換を行いました。やはり印象的だったのが、私を含めて皆さんそれぞれの学生時代のことを振り返って、どの学年も差別されない、自分らしく生きたいとの意見がありました。自分の経験を基に話をしていく中で意見として挙がったのが、小学校、中学校は団体グループで、お友達同士やグループで関わる人が多いので、その中でどうしてもいじめや、ちょっと自分が違う意見をしたら嫌われてしまうのではないかと意見が出て、それがこのアンケート結果にも表れているのではないかと思います。

また、SNSの普及でいろいろな情報がSNSを通して見られるからこそ、自分と比べてしまうことから、高校生ぐらいになると「自分のことが好き」と回答する人が減っているとも考えられます。

「自分のことが好き」と回答した人たちが大人になるにつれてどんどん減っている傾向が見られているのも、SNSの影響があるのかなと思いました。

アンケート結果を見て、皆さんが今おっしゃってくださったように、改めてどのような思いで答えたのかなどをもう一度聞けたらいいかなと思いました。

## 森田会長

---

ありがとうございます。

中委員はいかがでしょうか。

## 中委員

---

今、田中委員がおっしゃってくださったとおりで、こども・若者部会では皆さん結構活発な意見を、これはこのようなことを意味しているのではないか、などを皆さん自分の体験を基にいろいろ語ってくださっていました。その結果時間が足りなくなってしまう、もう1回また集まろうということになりました。

周りと比較する目を持てるようになってきたから、このような結果が出たのではないかとか、協力してくださった高校の特徴から言って、こうなったのではないかとか、いろいろ自分が知っている情報やいろいろなものと照らし合わせて皆さんが分析をしてくださっており、とても興味深いお話をたくさん聞くことができました。また、本日本村委員からもどのような状況の中で小学生の方が答えてくださったかをお聞きして、なるほどと思いました。

ありがとうございます。

## 森田会長

---

ありがとうございます。

(伊東委員が挙手)

どうぞ。

## 伊東委員

---

和光助産院の伊東です。

自由意見のところを見ると、こどもたちのこの条例に関する期待感、これが自分たちの世界に出てきたら、自分たちの世界が変わるのではないかと考えているように私は捉えられました。

なので、ただ条例を制定するだけでなく、これができる本当に良かった、自分たちの意見が反映された、自分の人生が変わった、困った人が困ったって言えるようにならないと、「なんだ、作っただけじゃないか」と言われかねないと思います。とても期待しているように思いました。

## 森田会長

---

ありがとうございます。

こどもたちにとって発言する機会や、参加する機会があること、また特に大人たちが作るものだと思っていた法律が自治体の中で作られるときに、当事者たちの話をしっかりと聞いてくれたと体験をしてもらうということはとても大事なことだろうと思っています。

こどもの権利条例を制定するという体験は1回しかありません。そして1回に遭遇できた喜びを感じてほしいです。

それをぜひこどもたちに学校を通して伝えていただきたいと思います。それからもちろん学校に行っていないこどもたちもいますので、そのようなこどもたちにはどのように伝えるかとか、あるいはそのこどもたちの声をどのようにこの条例の中に反映していくか、一方的に声を聴くだけではな

くキャッチボールが大事です。その方法もこれから考えていかなければなりません。また、そのためには分かりやすい表現や、分かりやすいシステムをどのように使ったらよいかなど考えなくてはなりません。

今も若者たちが、アンケートを取るにあたってどのようにすれば学校に行っていない、高校生世代に取れるかなど、いろいろ考えてくれています。このようにこども・若者部会の人たちとも一緒に考えていければと思います。

他にいかがですか。

(汐見委員が挙手)

どうぞ。

## 汐見委員

---

汐見です。

この貴重なアンケートを取れたことがすごく良かったと思っていますが、自由記述を見るとすごく身に詰まされるというか、たくさんの子どもたちがこのように意見を出してくださったことはすごく良いのですが、これだけの思いを私たちはこどもにさせていたのかと気付かされます。

こどもがすごく理不尽な思いをたくさんしており、それがここに文章で書かれています、その内容を見ると本当に人間としての当たり前前の権利なわけです。

それを声に上げたことがすごいですし、これが本当にこどもの権利条例の中にきちんと位置付けられるというのはとても大事だけれども、やはり条例ができた時に、本当にこどもたちの権利として実効的になるために、家族だけではなくて、周りの大人たちの啓蒙もすごく必要です。こどもというよりも、大人がこのこどもの権利をしっかり理解して、こどもにきちんと向き合っていくことが必要です。

## 森田会長

---

ありがとうございます。

(百武委員が挙手)

どうぞ。

## 百武委員

---

ワーカーズコープの百武です。

学童で保護者会などをやる際に保護者の方に「こどもの権利を知っていますか」と聞くと、ほとんどの方が「知りません」とおっしゃります。やはり先ほど汐見委員がおっしゃったように、大人の方にまず知っていただくことも大事だと思いました。

私たち職員も、この権利についての研修などもしていますが、こどもたちに何でも発言していいよと話をしても、やはり言えない子と言える子がいます。こども会議などいろいろなことをやってみていますが、なかなか意見が出てこないところもありますので、私たちの聞き方も考えなければならぬと我々も学んでいる状況です。

ありがとうございました。

条例を作ることは地域の中で本当に貴重な体験です。そのため、この機会を大事に捉えて、ぜひ学校や地域や家庭など、世間のいろいろな形で越えて、そしていろいろな課題をこの中で解決するためのプロセスをしっかりと見える化して、そして子どもたちと一緒に、当事者と一緒にこれを作っていくことができるような形で考えたいと思っております。これは本当にスタートですので、ここから子どもたちにこれを返し、そして先ほどお話にありましたが、保護者の方々、先生方や、職員の人たちにどう返していくかを、しっかり考えなければならないと思っておりますし、また、まだ聞いてない子どもたちにはどのように聞いていくかも、考えなければならないところですので、またご協力をお願いしたいと思います。

まずは大規模な調査を実施したことについて、まず速報という形で皆さんにお届けすることになりました。ありがとうございました。

次の議題「(2)子どもの権利条例の骨子案たたき台について（審議）」に移らせていただきます。

条例を作成する上で、和光市の子どもの権利条例の骨子を固めていかなければなりません。これもキャッチボールをする上で相手がいるので、簡単に書くことはできますが、そうではなくこどもまた議論をしていかなければなりません。そのため今までの話の中からどのような骨子案を考えてきているかを説明してもらいたいと思っております。お願いします。

---

#### 事務局（子ども家庭支援課 渡邊統括主査）

---

子ども家庭支援課の渡邊です。それでは【資料2】をご覧ください。

こちらは和光市のこどもの権利条例の骨子案のたたき台となっています。今後、条例の審議をいただくイメージとして、今回お示しするものでございます。

こどもの権利条例がこどもの権利の主体として位置付ける条例であり、こどもの権利保障に関する本条例については、親しみを持ってもらえるよう、ですます調を用いることを現在想定しています。

内容につきましては、前文がございまして、前文についてはアンケート調査で聴取する意見等を踏まえ、こども・若者部会でご意見をいただきながら、子ども・子育て支援会議、こちらの会議で検討をしております。

続いて、条例の趣旨、目的になっています。条例の趣旨、目的については、こどもの権利条約、こども基本法の理念に則り、こどもの権利を保障し、こどもの健やかな成長を支えていくこと、このような内容を趣旨に加えるものと考えております。

続いて2番目ですが、言葉の意味といたしまして、こちらにこども、保護者、市民、育ち学ぶ施設と記載しておりますが、このような言葉の意味を記載させていただきます。

続いて3番、条例の目標になります。条例の目標は、アンケート調査等で聴取する意見等を踏まえ、こども・若者部会で、ご意見をいただきながら、こちらの会議にて検討を図っております。

続いて4番がこどもの権利になります。本条例では、こどもの権利条約の4原則を基本に据えます。この4原則をもとに、和光市として保障すべき具体的な権利を掲示しまして、条例に定めていきます。こちらについてもアンケート調査等で聴取する意見等を踏まえまして、こども・若者部会での意見もいただきながら、こちらの本会議で検討を図ってまいります。

続いて5番が役割になります。市、保護者、市民、育ち学ぶ施設等の役割、それぞれの役割を明確にいたしまして、記載していきます。

6番、基本となるこども政策になっています。こどもの権利を保障する基本となるこども政策を条例に位置付けます。例としましては、こちらに並べているものとなっています。こちらについても皆さんのご意見をいただきながら、こども計画等から基本となる政策を検討してまいります。

7番目がこどもの権利擁護になります。こどもが困った時に相談でき、権利侵害に対応できる体制を整えることを検討してまいります。

以上が骨子案のたたき台の概要になっております。今回のたたき台については、条例審議のためのイメージとなりますので、今後具体的に検討を行っていくものとなります。皆様からのご意見をいただきながら、より実効性のある条例となるように検討を進めてまいります。

ここで委員の方から事前意見・質問についていただいておりますので、回答いたします。骨子案の中に大人の役割が記されていることがとても大切だと思います。高校生相当の自由記述には、権利を守られることに対する懐疑的な意見が複数あり、大人の覚悟を示す必要があると感じるためです。6番では、教育委員会との連携が必要な政策が多いと思います。いじめ問題対策協議会などの仕組みが、条例を受けて発展的に変化すると良いと思いますのご意見を頂いております。ありがとうございます。

アンケート調査の自由意見については、こども・若者部会の中で全て読み込みまして、具体的に条例に盛り込むために審議するとともに、自由意見はこどもたちの思いとなるので、その意見を一つ一つ大切にしていきたいと考えております。以上になります。

## 森田会長

---

ありがとうございます。

先ほど少しお話したように、もう1回こども・若者部会を開催することになりました。春休みですが快く皆さん参加してくれるということになっております。

骨子案ですので、目的や対象、目的、そして中に書き込むことなど、内容は固まったわけではないので、これからこのようなものを入れ込みながら作っていくこととなります。何か皆さんの中でこれは絶対入れてほしいなど思われることや、今共有しておきたいなどがありましたらどうぞご発言ください。

(木村委員が挙手)

どうぞ。

## 木村委員

---

本町小の木村です。

私はアンケートの結果でこどもの最善の利益に関するこどもたちの記述が極端に少ないことがと

でも気になっていまして、順番で見てもそこを選んだ子どもたちが少ないと思います。ただ、子どもの権利の四つの原則の中には、子どもの最善の利益というのはもちろんありますし、和光市の子ども計画の中にも子どもの真ん中に考えていくことが既に掲げられているとても重要な項目だと思います。

子どものアンケートの中でそれが低かったことは、子どもが決して軽んじているわけではなく、それがどういうことなのかを現状で子どもたちがわかっていないことが一番懸念されるところで、子どもたちがそのことに対してどのような考えを持つだろうかよく理解した後に、それに関して子どもたちがどのようなことを望むのかがまだ聞けてない部分なのではないかと思っています。

ですので、アンケートの結果や意見ももちろん踏まえていきますが、この部分の子どもたちの意見がまだ足りてないのではないかとすこし念頭に置いて、どこかで子どもたちがそこをよく理解した後に何を言うかを少し大切にしていきたいと考えています。

## 森田会長

---

ありがとうございます。

子どもたちと一緒に考えていきますが、子どもたちと考えたことに対して、あるいは考えるにあたって、それを適切に助言していく、あるいは材料を出して支えていく大人の声はすごく大事です。今木村委員がおっしゃったように、子どもの最善の利益は大人がどう考えるか、そしてそれがどれだけ子どもたちに体験としてそれが入り込んでいるかが大きな要素であると言われている項目です。子どもの最善の利益を子ども以外の大人たちがどう考えるのか責任が問われています。ここは大人の責任です。

この最善の利益をどのように考えたら、大人たちのこのメッセージがしっかりと子どもたちに届くか、あるいは保護者、学校職員の方々はどう届くかがものすごく大事なところだろうと思います。これもまたキャッチボールなくてははいけません。現場とのキャッチボールをして、現場のご意見をもらいながら上手に活かしていくのか。これもとても大事だと思いますので、よろしく願います。

なお、【資料 3】につきましては、子ども・若者部会で使用した参考資料になります。私が代表委員をしております子どもの権利条約総合研究所に総合条例として承認しているものが 93 自治体あります。

まだ全自治体の数パーセントです。そしてそれ以外になかなか総合条例として位置付けられない、まだ少し不足している、いろいろな要素が不足している条例も相当数あります。去年条例ができていた自治体を、すべてピックアップしまして、全部検討しましたが、やはり半数近くは総合条例とは言えない段階の条例がありました。今お話をしているような、しっかり子どもたちと対話をしながら、そして学校や地域や家庭や、あるいはその施設、このようなところでいろいろな人たちと対話を重ねながら、この和光市の中で条例にどこまで書き込む必要があるかも議論していきたいと思っています。この間の子ども・若者部会でも、そのような議論が行われました。いろいろな資料を若者たちにも読んでいただいて、お勉強していただきながら議論しております。

他に意見などがある方はいらっしゃいますか。よろしいでしょうか。

(異議なし。)

## 森田会長

---

それでは、次の議題「(3)令和7年度の第1回和光市子ども子育て支援会議施設認可部会に付された事項に対する審議結果について(報告)」についてお願いいたします。

## 事務局(子ども家庭支援課 飯田課長)

---

施設認可部会からの報告の前に、児童福祉法の改訂に伴い、子ども・子育て支援会議の体系に変更がございましたので、ご説明申し上げます。資料番号が前後いたしますが、本日机上配付させていただいた【資料9】をご確認いただけますでしょうか。

児童福祉法の改正により、令和7年10月1日から保育所等の職員による、こどもへの虐待と思われる行為があった場合は、市または県へ通報することが義務化され、市が虐待に関する事実確認や指導等の措置を講じた場合は、児童福祉審議会に報告することが定められました。こどもの安全を最優先に考え、虐待の早期発見と防止を図るための改正です。令和7年8月に策定された保育所や幼稚園等における虐待の防止及び発生時の対応等に関するガイドラインでは、日々の行為の延長に虐待があると理解し、虐待の概念を軸に講ずるべき対応が再整理されています。

市は、この法改正を受け、児童福祉審議会への報告及び通報に対する実効性の高い体制を整えるため、和光市子ども・子育て支援会議条例施行規則を改正いたしました。今回の規則改正箇所は【資料9】太字の部分となっております。子ども・子育て支援会議は、児童福祉審議会の機能を有しています。今回規定された審議会への報告について、左端の基準検討児童福祉部会の所掌に付加をいたしました。名称を基準検討部会から基準検討・児童福祉部会へ変更するとともに、所掌に児童福祉法に基づくこどもに対する支援の措置にかかる報告に関することを追加いたしました。

下に矢印で示させていただきましたように、虐待等の事案は秘匿性が高いことから、市民団体や利害関係者を除いたミニマムな体制で審議するべきであり、また、こどもの心身の状態や発達を専門的に分析でき、かつ保育所等の状況を適切にご判断いただける基準検討児童福祉部会の学識経験者3名で構成することとし、子ども・子育て支援会議条例施行規則第5条の合議体の体制を取ることといたしました。市は、必要な措置を講じた場合は、児童福祉法第33条の15第1項に基づき、基準検討児童福祉部会の合議体に報告し、合議体は市の講じた対応方針等に意見を述べることとなります。

報告の流れにつきましては、右下のフローのとおりです。合議体へ報告後、合議体長から基準検討児童福祉部会へ報告、さらに部会長から本会議へ報告する流れとなっています。

虐待事案につきましては、本日の議題後でご報告させていただきます。また、規則改正箇所として右から2番目の施設認可部会について、誰でも通園制度の開始に伴い文言の追加等を行いました。

以上で法改正に伴う子ども・子育て支援会議の体制についての説明を終わります。

## 保育施設課 吉村副主幹

---

続きまして、施設認可部会の審議結果につきましては、保育施設課吉村よりご報告をさせていただきます。

きます。よろしくお願いいたします。

お手元に配付いたしました【資料4】をご覧ください。こちらは令和8年2月4日に開催いたしました施設認可部会で、全ての附属事項について承認をいただいておりますので、ご報告をいたします。

今回、施設認可部会でご審議いただきましたのは合計6点となります。内容といたしましては、私立保育所の認定こども園化が1施設、公設保育園の利用定員の変更が3施設、幼稚園型認定こども園の利用定員の内訳変更が1施設、小規模保育事業所の利用定員の変更、こちらが3施設、小規模保育事業所の廃止2施設分と私立保育所の新設1施設、それから、最後にこども誰でも通園制度の開始としまして2施設分となっております。

以上となりますが、全ての申請におきましても、認可・確認の基準を満たしていることは、【資料4-2】に細かく記載してございます。こちらについても事務局におきまして確認し、部会にて承認をいただいております。

施設の概要及び認可確認の基準の適合状況等の詳細につきましては、お手元の【資料4-2】をご確認いただければと思います。

廃止となります小規模保育事業所、こちらに関する資料が本来作成してあったのですが、次年度の入所者数が1名となってしまふことから、廃止とするとの内容の説明の資料となっております、今回公開させていただくことにより、事業者の不利益となりかねない資料でありますために、本会議の資料としましては削除させていただいております。

現在入所されている1名の方につきましては、既に保護者のご意向に沿った形で系列園への転園が決定しておりますので、ご安心いただければと思います。以上で報告を終了いたします。

---

## 森田会長

ありがとうございます。

質問やご意見は最後にまとめてお伺いいたしますので、続いて議題「(4)保育提供体制の確保のための実施計画について（審議）」についてお願いいたします。

---

## 保育施設課 山本課長補佐

保育提供体制の確保のための実施計画について、保育施設課山本からご説明させていただきます。資料につきましては、【資料5-1】【資料5-2】、【資料5-3】をご覧ください。また、【資料6】につきましては、解説用の資料ですので、今日の説明は割愛させていただきます。では、説明させていただきます。

まず、保育提供体制の確保のための実施計画とは、国の補助金、例えば待機児童対策ですとか、人口減少対策のための補助金を市として受けまして、国から策定が求められている実施計画となります。

この実施計画につきましては、かつて子育て安心プランと呼ばれていたもので、これ自体はかなり昔からあった取り組みですが、国から今後は地方版子ども・子育て支援会議、つまりこの場の承認を受けた上で提出することが求められていることから、今回初めてこの会議で提出するものとなっております。

保育提供体制の確保のための実施計画は、市町村全域のものと保育提供区域別のものがあります。

【資料 5-1】が全域のもので、【資料 5-2】が保育提供区域別のものとなります。保育提供区域につきましては、本市ではおおむね中学校区を保育提供区域としております。具体的には、北エリア、中央エリア、南エリアの 3 つの区域としております。全域の方の様式と保育提供区域の様式はおおむね同様の様式となっておりまして、保育提供区域の 3 区域の数字を合計したものが全域の実施計画となっておりますので、以降は合算後の全域の実施計画について説明させていただきます。【資料 5-1】をご覧ください。

令和 7 年 4 月 1 日の就学前児童から待機児童数につきましては、すべて実績値となっております。令和 9 年以降、令和 11 年までの推計につきましては、和光市こども計画策定時の将来推計に基づいたものでして、和光市こども計画と一致させております。

令和 8 年 4 月 1 日の数字につきましては、項目ごとに異なりますので、個別にご説明いたします。就学前の児童数につきましては、将来の数値となりますので、令和 9 年以降は和光市こども計画の数値としております。申込者数につきましては、令和 8 年 4 月 1 日の入所申込状況に基づいては暫定値となっております、和光市こども計画の数字ではない形となっております。

続きまして、利用定員数につきましては、和光市こども計画では新規整備を予定しておりませんでした。また、先ほど報告しましたが、施設認可部会で承認された利用定員の減少ですとか、小規模保育事業所の閉所などもあった影響から、令和 8 年 4 月以降の提供体制は令和 7 年 4 月 1 日と比較して 62 名減少することとなっております。

令和 8 年 4 月 1 日の待機児童数につきましては、あの、4 月 1 日入所選考段階での現状値となっておりますが、今後 2 次選考などを経て、最終的な待機児童数は、決まってくるので、あくまでも現時点での参考値となります。令和 8 年 4 月 1 日現在、1、2 歳児を中心に 9 名の待機児童が生じる形にはなっておりますが、利用定員数につきましては保育ニーズを満たす状況にありますので、新規整備を行うのではなく、既存の事業者の利用調整などで進めていきます。

続きまして、保育需要と提供体制における課題について【資料 5-3】をご覧ください。【資料 5-3】は市として国に要望する内容でして、先ほど説明した【資料 5-1】【資料 5-2】はそれに付随する計画となっております。

【資料 5-3】1 ページの下の方にあります採択種類について、本市におきましては、採択 1、待機児童対策と採択 3、その他の地域課題に対する対応が必要と考えており、それに対する財政支援の対策を求めるものとなっております。

続きまして、次のページの②財政支援につきましては、具体的に対策や補助金の内容となります。本市におきましては、保育士宿舍借り上げ支援事業、保育料支援事業、一時預かり事業に関する補助金が該当しております。

次のページの下(2)-3 につきましては、本市が力を入れて取り組む課題を示しております。利用者等の保護者と保育所等のマッチングや、保育人材の確保が挙げられております。

(2)-4 から(2)-5 につきましては、本市で行う具体的な取組や市の財政支援を必要とする理由などを記載しております。例えば、本市は東京都と隣接しておりまして、都内での保育士の流出対策が喫緊の課題となっていること、市内保育所等の人材確保支援のために補助金を交付しておりますが、これに対して一部国の財政負担を求めるものとなります。

また、保育料支援事業につきましては、入所予約事業として実施しております。保護者の方が 1

年間育児休業を安心取得でき、かつ保育所は公定価格の給付を受けられない期間も人材確保し続けている間の人件費について補助を受けられるため、保育士の安定的な雇用が可能になります。この補助金につきまして、一部国の財政負担を求めるものとなっております。

詳細につきましては、資料をご一読ください。

最後の 6 ページになりますが、先ほども申し上げました子ども・子育て会議への承認時期についてですが、提出の期限の関係上、県に対しては 2 月 9 日に既に提出しておりまして、今回は事後承認をいただくということになります。

しかし、今回の会議で受けた意見を反映する場合には、県に対し提出した資料を差し替え対応したいと考えておりますので、変更は可能である事をご了承いただければと思います。

長い説明で申し訳ありませんでした。以上です。

## 森田会長

---

ありがとうございます。

保育の需要と提供体制の確保ということで、皆様の承認を受ける必要があります。

こどもの数が場所によってはすごく増えたり、すごく減ったりすることがあるので、施設が閉鎖されたり、あるいは新しい事業がスタートしたりすると、いろいろな課題が出てくるということもあります。そのようなことに対応していかなければいけないので、ここでご紹介いただき、それを共有して、進めていただこうと思いますので、何かお気づきの点とか、ご質問とかあれば、ここからお願いしたいと思います。

(柳原委員と大川委員が挙手)

それでは先に柳原委員お願いします。

## 柳原委員

---

社会福祉法人ことの葉会ひなた保育園の柳原と申します。いつもお世話になっております。

保育士確保が大変難しい課題との話がありましたが、職員の住宅買い上げについてご質問、ご意見を聞かせてください。

現在、さいたま市ですと月額 7 万 2000 円の補助金が 5 年間出ます。東京都ですと年数は無制限で 8 万 2000 円の補助金が出ています。2 年間で 5 万 5000 円の宿舍借り上げの補助金が出ております。私の法人は、現在 16 か所ありますが、法人の中で 2 年間の宿舍借り上げが終わると、他の方に転職したいという方が結構いらっしゃいます。2 年間の宿舍借り上げしか使えないので、転職しますと言って東京に流出していく、無制限で借りられるからという意味合いです。

そこで保育士の確保が大変難しいのが実体験として思っておるとのと、この後こども誰でも通園制度も始まっていく中で、さらに保育士の確保をしていかななくてはいけないのではと思っておりますので、金額ですとか、年数について何か市でのお考えとかがあったら聞いてみたいと思っておりますので、ご質問です。よろしく申し上げます。

## 森田会長

---

続きましては、大川委員どうぞ。

## 大川委員

---

私立幼稚園協会和光市部の大川です。

先ほど資料にはないとのことでしたが、1つ小規模園が廃園になったとお話を伺いました。こちらの園に入所するお子様が1名だったという時点で、市としての何かアクション、対応があったのではないかと思ったのですが、そのあたり和光市としてどのようにお考えなのかをお伺いしたいです。お願いします。

## 森田会長

---

ありがとうございます。

1つは保育士の確保ということについて、今現在と今後どのようにお考えなのかということ。もう1つは、幼稚園や保育所、あるいはその様々な施設は、遭遇することになると思うのですが、こどもの集団としての育ちを考える時に、永続的なこどもたちの関係性みたいなことを踏まえて、こどもの数が減ることを想定した時の、こどもの裁定についての対応や、あるいはこのようなことに対する検討が行われているのか。この2つについていかがでしょうか。

## 保育サポート課 徳倉課長

---

保育サポート課の徳倉です。

保育士の宿舍借り上げ事業についてお答えいたします。こちらの事業につきましては、本市といたしましては5万5000円2年間というところで補助をしている現状がございます。和光市の立地条件として都内と隣接しているため、本当に人材確保というのが各保育施設の皆様大変ご苦労されている状況ではあると思います。こちらといたしましても、保育士宿舍借り上げ事業自体は国の基準に比べますと短いですが、今後も引き続き継続できるように考えております。

また、その他の市の単独補助金として保育人材確保についての補助金もございますので、そちらも引き続き継続して行っていきたいと考えております。

保育士宿舍借り上げ支援事業については、国も年々年数を短くしているところで、今現在進んでいまして、今後についても国の動向を注視してまいりたいと思っております。

もう1つ、こどもが入らないとのこと、市内ですと特に中央エリアが、0歳、1歳の空きが目立っている状況でございます。こちら、施設と協議して0歳児枠を減らして1歳児枠を増やすとか、定員がある程度入らないような状況ですと、定員の引き下げも行うような協議も行いまして、施設の方が運営できるようにこちら相談があればいつでもお話を伺っているような状況でございます。

こどもが少ないという状況は当市にかかわらず、日本全体の問題だとは思いますが、少ないという状況の中で施設とどのような方法で、保育をしていくのが良いのかについて、相談しながら今後も行政の方、保育行政の方、続けてまいりたいと思っております

(伊東委員が挙手)

森田会長

---

どうぞ。

伊東委員

---

和光助産院の伊東です。疑問なのですが、保育士の宿舎の借上げの期限である2年間で撤廃できない理由、撤廃するためには何か方法があるのでしょうか。もう2年と決めているのは和光市なのでしょうか、その辺がとても疑問です。

森田会長

---

ありがとうございます。

よろしいですか。説明のところで、国がどうかということ、和光市はどうなのかということ、今どうかということ、今後どうなのかということを少し整理してお話いただけますでしょうか。

保育サポート課 徳倉課長

---

宿舎借上げにつきまして、国が現在経過措置で補助期限というのがおそらく5年というところで定められていたと思います。

和光市は2年というところで、これは宿舎借上げを開始した当初から、市の方針としては2年として行っているという経緯がございます。内訳として国が1/2補助になっておりまして、あと市が1/4、あと事業者の方が1/4という形の補助スキームになっております。そのため市で補助できる財源として2年が限度で行っているというのが現在の状況となっております。

(伊東委員が挙手)

森田会長

---

はい。どうぞ。

伊東委員

---

こどもの数も減っており、せめて5年にするなど国の基準に合わせて変更することは検討されないのでしょうか。

保育サポート課 徳倉課長

---

今後、状況に合わせて、国も年数の方を短縮していく傾向にございまして、財源をかなり絞ってきているような状況です。市も国の動向を見ながら、また財政当局との財政の状況を鑑みまして、検討していくべきことと考えております。

森田会長

---

大体様子は分かりましたが、このことについてここで議論を固めることはできないと思います。今、私たちがやらなければならないことは、提供体制がスムーズに実施できるようにお願いしたいということです。そのためには、保育の質とそして供給体制が噛み合っていくようにお願いしたいということです。そのために調整していただいて、そして実施できるように、ご検討いただきたいです。おそらくこの問題は単に委員のところの保育施設だけの問題ではないと思いますので、全体としてのご検討を願いたいとのことで、この議論を進めさせていただきます。申し訳ございません。よろしく願いいたします。

それでは議題「(4)保育提供体制の確保のための実施計画について(審議)」はよろしいでしょうか。他にご意見などはありませんか。

一同

---

(異議なし)

森田会長

---

それでは議題「(5)令和7年度第1回和光市子ども・子育て支援基準検討・児童福祉部会に報告された事項について(報告)」について、報告をお願いいたします。

保育施設課 山本課長補佐

---

はい。それでは保育施設課山本からご説明いたします。【資料7】をご覧ください。

2月4日に令和7年度第1回和光市子ども・子育て支援基準検討・児童福祉部会の合議体が開催されました。先ほどあの子ども家庭支援課の飯田からもご説明差し上げたとおり、とてもデリケートな内容であることから、部会のうち3名の合議体で協議している趣旨があります。ですので、今回お示ししている内容は、合議体にお示しした内容より、意図的に大きく絞られた内容となっているということを、ご了承いただければと思います。

また質問に関しましても、公開の場であるため、回答できないという場合もあることについてご了承のほどよろしくお願いいたします。お答えできることについてはお答えいたします。

それでは、内容についてご報告させていただきます。【資料7】の2市内保育施設における虐待通報の状況ということで、(1)通報件数1件、(2)うち虐待が該当1件でして、1件の通報がありまして、それにつきましては虐待に該当すると判断しております。

次に3虐待の状況になります。(1)施設等の種別につきましては、小規模保育事業所になります。(2)虐待の類型につきましては、ガイダンス上身体的虐待、性的虐待など4つありますが、今回につきましては、ネグレクトおよび心理的虐待になります。

続きまして、(3)こどもの状況については、2歳児の男の子2名、女の子1名になります。こどもの状況としましては、深刻な外傷や萎縮している状況は監査をした時には見られませんでした。

(4)虐待を行った職員の職種は、保育士となります。

経過及び市が報じた時についてご説明いたします。令和7年11月28日に県に虐待通報がありました。小規模保育事業所につきましては、虐待通報の責任を持つ所管長が和光市になりますので、県

から市に内容の通知がなされました。

続きまして、12月1日に通報者に市役所にお越しいただいて、詳しい状況の聞き取りを行っています。

12月3日に施設長および、本部の職員に同じく市役所に来ていただき、聞き取りを行いました。12月25日に指導監査を、県にて実施しています。

その後、議論を重ねた最終的な段階としまして、2月3日に指導監査結果通知を発行し、施設長と本部の方に来ていただき、対面で説明をして改善策についてお話をしています。

そして、2月21日を期日として改善報告書の提出を求めている状態です。現在改善報告待ちの状況です。

市が園に対して求めた改善が5になりますが、まず虐待行為について直ちに中止することを求めました。また、対策方針施策として以下の改善提案を行っています。まず1つ目は、職員の意識改革、2つ目は組織的な相談体制について、3つ目が外部の目や視点を取り入れることとなります。

また、合議体の3名から、非常に貴重な意見をいただきました。全部読み上げるのは時間の都合上難しいので一部読み上げますが、(2)こどもの人権を尊重すること、保育士の専門性、質の向上に向けた取り組みが必要というご意見をいただいております。また、(4)で園全体での自浄作用が起こるような学びが必要だというご意見もいただきました。(7)外部研修、市の研修について事案に即したものを行うことが必要とのご意見もありました。(9)では不適切な保育を防ぐため、保護者と一緒に施設の理念や方針を共有して、保育内容や職員の関わりに関心を持てるよう保護者に働きかけることが必要とのご意見もありました。

これにつきましては、速やかに園にフィードバックいたしました。また、7合議体の意見を踏まえて、市の今後のフォローアップ方針を検討しています。

まず、定期的な園訪問を通じまして、課題解決に向けて一緒に取り組むこと、虐待防止研修を実施すること、和光市保育の質のガイドライン研修を継続して実施していくこと。また、集団指導といった全保育園を集める場や、様々な場において保育所や幼稚園等における虐待の防止および発生時の対応等に関するガイドラインについて継続的な周知を行っていくことなどについて実施していきたいと考えております。

その他としまして、市としましては児童福祉法や虐待対応ガイドラインがありますので、それに基づきまして、あの資料8のとおり、埼玉県に報告していきます。そして埼玉県につきましては、県内の情報を取りまとめて、毎年公表するということとなります。説明としては以上です

## 森田会長

---

ありがとうございます。

ご質問や感想を受けます。まず、こちらの部会に本会議から参加していただいている汐見委員にこのことについての発言を求めたいと思います。

お願いいたします。

## 汐見委員

---

この事例について、会議で話し合いましたが、根本的な問題はこの保育士さんが悪いから、人間的

に問題だからではなく、その園の構造的な問題があります。人権のことも含めてですが、園の中で、一人一人の子どもをどのように育てていくのか、その中で何が大事なのかを考える必要があります。人権の研修を受けたから問題ないのではなく、具体的な目の前の子どもに向き合ったときに、本当にそこに人権侵害がないか、そのようなことが園全体できちん管理なされるような、学習ができるような、実践も検証できるような場がないと難しいです。発達を含めた保育士さん自身の子どもへの理解、そこに起因することもすごく大きいと思います。そのような知識がないために、自分がやっていることが実は不適切で虐待に結びつく内容だと自覚がないということもあります。

また、保育の今の保育指針が2018年から大きく変わっていますが、その指針に基づいた保育がされてない。昔ながらの保育の体制の中で保育をしているがために、保育自体が不適切な子どもへの向き合い方につながってしまっている可能性もあります。

今回このような事例が発覚しましたが、もう一度保育自体を検証し直す必要があると大きく感じました。

## 森田会長

---

ありがとうございます。

今回10月1日に法改正が行われ、私どもとしては前回の会議で基準検討部会内の組織を作り、基準検討・児童福祉部会と名称を変更して始めると言った矢先に起きた問題です。

守秘義務はある意味保育士にかけるのではなく、子どもにかけるわけです。つまり私たちが守秘義務の中で議論して、そしてこのようなことが二度と起きないように、様々な指導や、支援をしていただかなければなりません。

その中の大きな要素が、保育の質に対する保育士たちの認知と、組織としての問題に対する真摯な向き合い方が、ずれているのではないかということです。

私も報告をすぐに受けましたが、絶対にあってはならないことです。安心して子どもが育つ場所として預けられている場で虐待が起きることは絶対に許せません。これを無くすために、何が必要なのかを改めて行政としても担当部署としてもご回答いただかなければなりません。和光市が子どもの権利条例をつくらうとしているときだけに、この問題を重く受け止めなければならないと私たちとしても思っております。

今回の法改正で、保育所等の虐待にきちんとメスが入るということを国自身が認めたわけです。今回は小規模保育事業所でしたけれども、幼稚園や学童など、今まで保育所でしか認められてなかったものが、子どもたちがいるすべての場所が対象になっていきますので、そのような意味でとても重要な法改正であると同時に、また私たちがこの問題に対して目を向けておかなければいけない話が大きいと思っております。

まずはここまで報告をしていただきましたが、最低限子どもたちのプライバシーの問題について配慮いただきながら、ご質問や、感想、あるいは今後の課題など、皆さんから何かありましたらおっしゃってください。いかがでしょうか。

(大川委員が挙手)

どうぞ。

## 大川委員

---

東上地区私立幼稚園協会和光支部の大川です。

小規模保育事業で問題があったとのことで、同じ保育業界としてすごく重く受け止めております。

今回の事案に関して、こどものプライバシーは守られながらも、どのような具体的な内容であったのかなど、今後公の場ではないにしても、幼稚園の集まり等、児童施設の集まり等の中で、具体的な内容を周知するような予定はあるのでしょうか。また、先ほど汐見委員が、保育士の方は悪い人だったわけではないとおっしゃっていましたが、こちらの小規模保育事業所は、廃園があったり、職員体制、それから経営体系の体制だったり、しっかりとされていた上でなってしまったのか、逆にそのような部分に問題があったのか、これらをもし回答が可能であったらお答えいただきたいです。お願いいたします。

## 森田会長

---

ありがとうございます。

他にあればどうぞ。

(柳原委員が挙手)

どうぞ。

## 柳原委員

---

感想になりますが、保育の指針が変わってこども主体の保育になりました。私の法人でも、年に一回、虐待のチェックリスト等を行って、この言葉は虐待になります、なりません、とテストのような形を実施しています。

しかしながら、例えば 60 代、70 代の職員の方々と 20 代の先生の方たちの感覚は全然違うので、法人を運営している側としてはそこの擦り合わせが大変大事になると、指針が変わったことへの読み込みを研修として法人の中でしっかりと落とし込むことが大変難しい。人によっては読み方の方向性が変わるので、ガイドラインに基づいた理解をしていただく必要があります。国もいろいろと出していますので、そのようなことをやるのが大事だと思っの意見です。

## 森田会長

---

ありがとうございます。

他にありますか。

(中野委員が挙手)

どうぞ。

## 中野委員

---

にいくら保育園長中野です。

今お話聞いていて、職員同士の関係性について、自分の保育園にもいろいろ思うところがありました。虐待などの事案であればもちろん直接話に挙げなくてはならないと思いますが、他の職員の対応について、それを躊躇せずに話ができる関係性なのか。職員同士の関係性を悪くしてしまうかもしれ

ないから言いにくいなど、そのようなことが実際自分の園でも全くないかと言われたら、ちょっとまだあるなと考えました。ちょっとしたことが言える関係性がまず大事だと思います。

伝え合うところで、最悪のケースまでに至る前で止めて、それを共有して防いでいくことはできるのではないかと考えているところです。ちょっとしたことでも言い合えるような関係性は、自分自身としても課題だと思っていますし、取り組んでいかないといけないと思っております。

## 森田会長

---

ありがとうございます。

それでは回答をお願いいたします

## 保育施設課 山本課長補佐

---

まず、本事案に関する公表につきまして、今回の本会議が公開会議となりますので、本日の【資料7】、【資料8】につきましては公開いたします。

そして公表できる内容は【資料7】、【資料8】以上の詳細な内容について公表することは今後予定しておりません。

また、他の園への共有については、私たちが保育所に対する監査の総まとめを集団指導という場で実施する際に、全園の園長などにお越しいただいて、毎年研修を実施しています。そこで今回このようなことがありましたので、自分ごとに考えてもらえるように、気をつけてほしいことをお伝えしたつもりでありであります。

続きまして、体制について、【資料7】2ページ目の5市が園に求めた改善についてに書いてあるとおりになります。

柳原委員からいただいたことにつきましては、私たちも同様に同じように悩んでいる状況であります。以上です。

## 森田会長

---

ありがとうございます。

今回初めてのケースなので、可能な限り子どもが特定されないことのないような形でこの報告はお願いしたいと同時に、このようなことが絶対に起きないようにきちんと共有していただきたいです。

子どもたちにとってはものすごい大きなトラウマですので、このことがずっと、恐らく大人になっても続いていく大きな傷になっていきます。このようなことが二度と起きてはならないですし、この地域の中であってははいけません。

しかしながら、子どもたちの保育者をこれからどのように確保して、どのように保育を営んでいただくのかについては、きちんと対応していかなければなりませんし、そしてまたそこで行われる保育が、今議論している子どもの権利を具体化できるような、子どもにとって楽しい、子どもの成長が最大限保障されていく保育でなければなりません。

このバランスをしっかりと考えていただいて、市の役割、専門家としての役割、そして各現場での役割を総合していかなければなりません。

この問題を過小にしないで、心がけていただき、二度とこのようなことが起きないように、お願いしたいです。

(汐見委員が挙手)

どうぞ。

## 汐見委員

---

汐見です。

先ほどご意見があったように、ネグレクトと心理的虐待だけでは、具体的な内容について関係機関にはわからないと思います。ですので、例えば保育園、幼稚園、こども園の中だけでも当時の状況など、こどもの状況は全部伏せたうえで、どのような内容の虐待だったのかについては知らせても良いのではないかと私は個人的には思っています。

それから、チェックリストに関しては実施している園多いと思いますが、ただ、虐待している、していないのような、言い方はダメです。やはりそれはなぜ、そのような問題が議題として挙がっているかが大事で、そのなぜのところをみんなで共有していただかないといけません。ハウツー的に、大丈夫、大丈夫としてしまうと、実践の場では身につけませんので、ぜひ、なぜそうなのかを考えながら、職場の中で共有していただければと思います。

## 森田会長

---

ありがとうございます。

他にありますか。

(事務局 子ども家庭支援課 飯田課長が挙手)

どうぞ。

## 事務局（子ども家庭支援課 飯田課長）

---

ご意見ご質問ありがとうございます。補足させていただきます。

最近実施いたしました集団指導の中で、本事例について市から保育所等に対しましては、報告をさせていただいて、具体的な内容の説明については集団指導の中で行っております。

ただ、幼稚園等については行っていない部分がございますので、出せる範囲で共有できる場を設けさせていただく機会がありましたら、共有をさせていただきたいことと、先ほど申し上げました保育所や幼稚園等における虐待の防止及び発生時の対応等に関するガイドラインに具体例として挙げられているものがございますので、その具体例に近いものとして、本事例を混ぜ込みながら、お話することが可能かと思っておりますので、そのような方法でもご提示をさせていただきたいと考えております。

また、給付支払いを行う際に、あの基準の人員配置のあたりについて確認をさせていただいております。経営体制について問題がなかったのかとご質問もございましたが、そちらに関しましては指導監査で財務の部分を調査しておりますので、併せて確認をさせていただいているところです。

以上です。

## 森田会長

---

ありがとうございました。

今回このような事件が起きてしまいましたが、もうこのようなことが起きないように、そしてよりよい良い保育が行われるために、皆さんの力を合わせていただきたいと思います。

そして、今日が第3期の和光市子ども子育て支援会議の最後の会議となります。そして任期が3月末までになります。

皆様のご意見ご感想を一言ずついただいて終わりにしたいと思っておりますのでお願いをしたいと思います。

## 田中委員

---

こども・若者代表の田中です。

この本会議とこども・若者部会を通して、さまざまな意見と幅広い知識が私も得られたので、すごく良い機会になりました。

ありがとうございました。

## 伊東委員

---

和光助産院の伊東です。

大変貴重な会議に参加させていただきまして、すごく良い経験させていただきました。今後も自分の活動に活かせたらいいなと思っております。

ありがとうございました。

## 大川委員

---

新倉幼稚園の大川です。

私の仕事は幼児が専門なので、こどもといっても幅広い年代のこどものことについて考える機会をいただきまして、自分たちが今園で預かっているこどもが将来和光で生きていく上でたくさんたくさんいろいろな経験してもらいたいですし、良い環境で育ってもらいたいと思っていますので、これからも尽力できたらと思っております。

本年度はありがとうございました。また来年度もよろしく申し上げます。

## 中野委員

---

にいくら保育園の中野です。

私は第2回会議から参加させていただいております。まだわからないところも多いですが、普段自分の保育園の枠組みの中で、狭い中でしか考えられないようなところもありますが、改めて和光市のこども計画や、小学校、中学校ですとか、人権ですとか、そのような視点から考えるきっかけを与

えていただいて、また保育園の中でもできることがいろいろあるなど、学びがありました。  
今後もぜひよろしくお願いいたします。ありがとうございました。

#### 百武委員

---

ワーカーズコープの百武です。  
今回最後になります。ありがとうございます。  
私は和光市の市民でないので、違うところから来て 7 年経ちますが、和光市のことわからないままこの会議に入らせていただいて、いろいろことを勉強させていただきました。  
ありがとうございました

#### 柳原委員

---

柳原です。  
今回はいろいろお世話になりました。  
私も他市のいろいろ行政の方と絡みがあることがありますが、和光市の皆様方が子どもや市民の方々にすごく熱心なことを感じられて、私もいろいろと熱い気持ちを取り戻せまして、本当にありがとうございました。

#### 木村委員

---

本町小学校の木村です。  
小中学校の代表として来ていますが、義務教育の段階の学校は、こどもの権利を守っていく居場所であり、こどもに権利について学んでもらう教育の場であり、保護者に対して啓蒙していく場でもあり、地域とつないで、地域ぐるみでこどもを育てていくセンターの機能もある、とても重要な位置づけであることを今回再認識しました。  
これから良いものになっていくよう、義務教育が学校の現場としてできることを考えていきたいですし、協力していきたいと思います。ありがとうございました。

#### 野川委員

---

和光市社会福祉協議会の野川です。  
和光市がこどもの権利条例を作る道筋に向けて、こどもの権利が文化になっていく、地域の住民がその文化を作っていくことができるように、社協としてはまだまだ役割がたくさんあると思っていますので、今後もどうぞよろしくお願いいたします。

#### 中委員

---

中です。  
今回のアンケートが私はとても印象に残っており、本当にこどものいろいろ思いが、言葉がたくさん来ていたので、それをどのように実現していくかを日々考えているところです。

こちらに出させていただいたときは、皆さんから本当に勉強になるご意見、あるいは情報をいただきますので、こども・若者の方と一緒にこれからも頑張っていきたいと思っております。どうもありがとうございました

## 汐見委員

---

汐見です。

皆さんありがとうございました。

この委員会を始めるときに、いつも森田会長が大変詳しく、背景から今回話すべき内容についての解説を丁寧にしてくださったので、それぞれの立場からご意見を言いやすくしてくださったと私はずっと感じています。

和光市こども計画を作るときから、こども目線でこどもの意見を吸い上げて、こども計画ができたこともすごく良かったと思いますし、そこからまたつながって、こどもの権利条例をつくることを目指すことは、またさらに、この和光市の中のこどもたち、そして大人の一人一人の生きやすさ、暮らしやすさにつながっていくと思います。本当に皆さんありがとうございました。

## 酒井委員

---

酒井です。

貴重な会議に参加させていただきましてありがとうございました。

市の方がこどもの事を考えて動いてくださっていることが垣間見えまして、理解も深まりました。私とこどもも、今後和光市でずっと暮らしていくことになるので、より良い市になっていくと良いなと思いました。皆様ありがとうございました。引き続きよろしく願いいたします。

## 森田会長

---

ありがとうございました。皆様ご苦労様でした。

あの第三期は本当に激動で計画を作り、今度条例を作るためのさまざまなお話を聞いて、組織も変えて、そして具体的な活動も、今増えております。自治体が主体的に動くということは人々の暮らしの中で一番大事なことだと思っています。基礎自治体が動かなければ、暮らしは変わっていきません。基礎自治体の責任というものはとても大きいですし、主体的に動いてもらうためには、市民が動かなければなりません。

その市民の中にきちんとこどもたちや若者たちを位置づけていくことが、私たちこの会議体の非常に重要な役割です。もちろん、大人たちの子育てのしやすさも、これまで整えてきましたし、若者たちの暮らしやすさにも視点を当ててきました。

だけれども、やはりこどもたちの声をどのように私たちが取り込みながら、一緒に新しい仕組みを作っていけるか、ここに次は挑戦しなければなりません。しかしながら、その時に今回のように虐待等が起きてしまうと、一方でそちらに費やさなければならぬエネルギーも大きいわけですね。そのような日々の今、和光市こども計画のところで大事にしたい今ですが、今を捨てて未来はあり得ないわけですね。やはりこどもたちにとってみれば、刻々と過ぎ去っていく「今」が全てですので、この全て

を担っている大人たちの責任はものすごく大きいと私は思っています。

大量の施策がありますので、本当に行政の担当者、あるいは具体的な実践をされている現場の方々  
は、とても大変ですし、親御さんたちももっと大変です。

しかし、世の中すべて歴史はそれを繰り返してきたわけですので、私たちが今、大人たちの責任と  
して、どのような社会を構築していくのか、ここはとっても大事な節目ですし、和光市にとっては最  
大の一年になると思いますので、また皆さんお気づきの点がありましたら、そしてまた次の期に委員  
になられる方につきましては、どうぞよろしくお願ひしたいと思ひますし、これまで参加いただいた  
方には心からの感謝を申し上げて、この会を終わりにさせていただきたいと思ひます。

本当にいろいろお願ひしまして申し訳ございませんでした。

ありがとうございました。

一同

---

ありがとうございました。

以上

署名人 \_\_\_\_\_

署名人 \_\_\_\_\_